

三木町ジュニア・リーダースクラブ 加入者大募集！



三木町ジュニア・リーダースクラブってなに？

ジュニア・リーダースクラブとは、子ども会をサポートする中学・高校生ボランティアのことです。子ども会行事に参加し、子どもたちのお兄さん、お姉さんとして、行事を盛り上げます！

どんな活動をしているの？

派遣：子ども会からの依頼があれば、子ども会活動のサポートに行きます。

定例会：月 1 回程度集まり、派遣で行う内容や、行事について話し合いを行います。

研修：ジュニア OB の指導のもと、レクリエーションやキャンプなどの野外活動の知識を学びます。また、県外研修や合宿も行います。

自分たちで、行事を企画したり、他市町のジュニアと交流したいと、楽しい活動がたくさんあります。

また、みんなの前で話す機会も増えるので、表現力を養うこともできます！ぜひ、ジュニア・リーダーに加入して、一緒に活動しましょう♪



●裏面を必ず確認してください●

三木町ジュニア・リーダーズクラブの会則（一部抜粋）

第1条（名称）

この会の名称を三木町ジュニア・リーダーズクラブという。

第2条（構成）

三木町内に在住する13歳から18歳の有志で組織する。ただし本人が希望し、町子連の会長が推薦する場合は会員の期間を延長することができる。

第3条（目的）

子ども会の育成指導に協力するとともに、自己研修に努め、明るい豊かな郷土作りに貢献する。

第4条（事業）

- 1 子ども会活動への協力・援助・指導をする。
- 2 各種研修に参加する。
- 3 その他の目的達成に必要な事業をする。

第5条（心得）

- 1 ジュニアの心得
 - (1) 会員一人ひとりをよく知り、共に学ぶ気持ちで活動する。
 - (2) 活動に参加するときには保護者の了解を得る。
 - (3) ジュニア活動と私生活とのけじめをつけ、活動に参加するときにはジュニアTシャツを着用する。

第6条（役員）

- 1 この会の役員は次のとおりとする。
会長1名 副会長2名 会計1名 書記1名 広報・庶務1名
- 2 役員は会員の協議によって選出する。役員の任期は1カ年とする。

第7条（会議）

- 1 会議は原則として月に1回とする。
- 2 会長は町子連の会長にはかって臨時会議を持つことができる。

第8条（会計）

- 1 この会の経費は会費及び助成金等をもってこれに充てる。
- 2 会費は月額100円とする。
- 3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 本会の会計監査は町子連会長がこれにあたる。

第9条（入会及び脱会）

この会の入会は、保護者の許可及び町子連会長の承認を必要とする。
脱会は本人が町子連会長に申し出るものとする。



定例会の日程については、生涯学習課(☎891-3314)へお問合せください。
どんなことをしているのか、様子を見てみたい人、興味のある人は大歓迎です★
是非、見学にお越しください♪

●入会申込み方法は？

入会申込書に記入し、安全会費200円を添えて、三木町教育委員会生涯学習課もしくは、毎月定例会を行っているので、その時に持ってきてください。ご不明な点があれば生涯学習課までお尋ねください。

年度 三木町ジュニア・リーダーズクラブ（M・J・L・C）入会申込書

ふりがな 入会者氏名	男 女	生年 月日	年 月 日	在学 学校	学校 年 組 部活動名（ ）
会の趣旨に賛同し、入会金200円を添え入会を申し込みします。 年 月 日 住所： Tel： 三木町子ども会育成連絡協議会会長 殿 保護者： 印					